




ライフステージに応じた 住み替えを支援します。

対象世帯	支援内容	主な要件	
		世帯所得	居住面積
新婚世帯 夫婦共に 34歳以下	「結婚新生活支援事業」 最大30万円補助 対象費用：家賃・共益費・敷金・礼金 仲介手数料・住宅取得費・引越し費用 詳細はこちら 	510万円 未満	最低居住 面積以上 例：2人世帯は30㎡
若年世帯 夫婦共に 39歳以下 ※子どもの有無は 問わない	「子育て支援住宅取得補助制度」 【リノベーション型(取得後リノベ型)】 【リノベーション型(リノベ後取得型)】 【建替え型】 ※内容は子育て世帯・中学生以下の欄を参照 詳細はこちら 	なし	なし
小学校入学前	「子育て支援住み替え助成事業」 賃貸住宅へ住み替えた場合 一律30万円補助 市外転入世帯の場合は一律40万円補助 詳細はこちら 	510万円 未満	最低居住 面積以上 例：夫婦と 3歳のこどもの 世帯は35㎡
	「親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」 市内移転の場合 最大10万円補助 対象費用：引越し費用 市外転入、市街地西部エリアに移転する場合 最大20万円補助 対象費用：引越し費用・不動産登記費用 仲介手数料・礼金 詳細はこちら 		
子育て世帯	「子育て支援住宅取得補助制度」 ①【リノベーション型(取得後リノベ型)】 中古住宅を取得してリノベーションを実施した場合 ②【リノベーション型(リノベ後取得型)】 リノベーションを実施した中古住宅を取得した場合 住宅取得費を一律50万円補助 市外転入の場合は一律70万円補助 ③【建替え型】 中古住宅(旧耐震基準)を取得して建替えた場合 住宅取得費を一律100万円補助 市外転入の場合は一律120万円補助 詳細はこちら 	なし	なし
	高校生以下	「ひとり親世帯家賃補助制度」 月1万5千円の家賃補助(最大6年間) 家賃債務保証料を最大6万円補助 詳細はこちら 	政令月収 15.8万円未満 例：2人世帯なら 世帯所得250万円程度 ※寡婦・寡夫控除後
共通要件 住み替え先の住宅が、新耐震基準に適合していること (昭和56年5月31日以前に工事着手の場合は耐震性を確認する書類の提出が必要です)			

他にも住環境改善への 支援制度があります。

対象者	支援内容	対象要件
旧耐震住宅 (昭和56年5月31日 以前に着工された住宅) を耐震改修 するとき	「すまいの耐震診断員 派遣事業」 耐震診断員を無料で派遣 詳細はこちら 	
	「住宅耐震化促進事業」 耐震改修にかかる 計画策定・工事費の一部を補助 〈計画策定〉 戸建：最大27万円 共同住宅：最大12万円/戸 〈工事〉(法人所有は除く) 戸建：最大130万円 共同住宅：最大50万円/戸 戸建の詳細はこちら  共同住宅の詳細はこちら 	工事： 所得が1200万円以下など
旧耐震住宅を 解体するとき	「老朽空家等解体補助」 老朽空き家等の解体費用を 最大60万円補助 詳細はこちら 	腐朽・破損がある申請時 点で空き家となっている ものなど
隣地を 購入するとき	「住環境改善支援制度」 隣地を購入する際に発生する 登記費用等を最大50万円補助 詳細はこちら 	平成30年10月1日時点 で、隣地もしくは所有地の 面積が60㎡未満の場合 など

密集市街地【灘北西部、兵庫北部、長田南部、東垂水エリアの場合】	
「密集市街地建物除却事業」 老朽建物の解体費用を戸建ての場合、最大128万円補助 詳細はこちら 	
「密集市街地まちの不燃化促進事業」 耐火性能に優れた住宅の新築費用を100万円補助 詳細はこちら 	
「密集市街地隣地統合事業」 所有土地の隣地を取得する際の登記費用等を最大80万円補助 詳細はこちら 	

※申請方法や補助要件など詳しくはホームページをご確認ください。
 ※ホームページに記載されている制度ごとの窓口にお問い合わせください。

